

保育施設の実地体験・見学事業実施概要

1 主旨

保育士として就労を希望している方や、保育士資格を有しながら保育士として就労していない方などに対して、保育施設等での実地体験・見学を通して、保育現場の状況を把握してもらい、就職に向けての不安等を解消することを目的とする。

2 対象

(1) 実地体験参加者

県が設置・運営している無料職業紹介所「広島県保育士人材バンク」（以下「バンク」という。）に登録し、就業支援を受けている保育士・保健師・看護師及び栄養士のうち、保育施設等での実地体験を希望する者（以下「体験者」という。）

(2) 実地体験受入施設・事業所

県内の保育所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育事業所を含む。）、認定こども園、放課後児童クラブ、療育施設、子育て支援センター、放課後デイサービスを行う事業所のうち、県が認める施設・事業所（以下「受入施設」という。）

3 実地体験・見学内容（例）

(1) 自己紹介・園内オリエンテーション

(2) 園児たちの遊びの補助

(3) 園児たちの着替え、排せつ等の補助

※ 細菌検査（検便）を行っていない場合は、給食配膳及び食事の補助等は除く。

ただし、給食配膳及び食事の補助等を行う場合、または、体験者が栄養士の場合は実地体験予定日の1か月前までに、医療機関などを通して検便検査を行い、検査結果を、実地体験当日受入施設に提出する。

検査項目は、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌とするが、栄養士は、これ以外に必要な検査を実施すること。

(4) 職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答、振り返り等）

4 実地体験日数・時間等

体験日数は原則1日で、体験の開始及び終了時間は受入施設が設定する時間とし、日勤時間帯（8時30分から17時15分）の間で3時間以内とする。

なお、体験者と受入施設との合意により、体験日数及び時間を増やすことができる。

5 参加費

参加費は無料

6 申し込み

保育施設等での実施体験を希望する体験者は、別紙様式1「保育施設の実地体験・見学事業申込書兼同意書」に希望する日時等必要事項を記入し、実施希望日の概ね1か月前までに、メールまたは郵送により県に提出する。

7 実地体験に伴う留意事項

- (1) 実地体験受入施設での下記体験時間の10分前までには出勤すること。
- (2) 実地体験受入施設内での業務内容等で不明な点がある場合は、速やかに実地体験受入施設の職員へ確認すること。
- (3) 体験時間内の業務については、必ず実地体験受入施設の職員の指示を受けること。

8 実地体験に必要な準備物

- ・活動しやすい服装
- ・運動靴
- ・帽子
- ・スリッパ（上履き）
- ・タオル
- ・記録用紙
- ・筆記用具
- 等

9 費用の支給

- (1) 体験者には、公共機関を利用した場合のみ、実費弁償を支給する。実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例の規定を準用し、一般職の職員に支給する旅費の相当額とし、居住地から計算して、一般職の職員の例により支給する。
- (2) 受入施設については、受け入れに係る経費について支給する。

10 報告

- (1) 保育施設での体験を終了した体験者は、パンクに実地体験・見学を終了したことをメール等で報告する。
- (2) 受入施設は、体験者の受入終了後2週間以内に、別紙様式第2「実地体験・見学受入報告書」を、メールまたは郵送で県に提出する。
- (3) 体験者及び受入施設において、助成金の支給を受ける場合は、「口座振替依頼書」を県に送付する。

11 保 険

実地体験期間中の体験者は、国内旅行傷害保険に加入することとする。
手続きは、県の委託先が行い、保険料の負担は生じない。

12 お問い合わせ先

広島県保育士人材バンク（広島県健康福祉局安心保育推進課内）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-227-3090

開設時間 9:00～12:00 13:00～16:30